

お知らせ

(仮称)第2次栃木市総合計画基本構想(素案)に関するパブリックコメント(意見募集)

現行の栃木市総合計画が令和4年度末で終了するため、新たな栃木市総合計画の策定に向けて作業を進めています。今般、令和5年度から令和14年度までを計画期間とした基本構想(素案)がまとまりました。基本構想(素案)に対する皆さんのご意見等をお寄せください。

募集期間 4月27日(水)～5月26日(木) 必着

閲覧場所 総合政策課(本庁舎3階)、市政情報センター(本庁舎4階)、各総合支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館窓口、市ホームページ

対象 市内在住・在勤・在学の方/市内に事業所等を有する個人・法人等/市税の納税義務者/本計画に利害関係を有する方

提出方法 閲覧場所にある意見書式(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入のうえ、次の窓口へ直接または、問合先へ郵送・FAX・メールで提出してください。

東京都への通学定期券を補助します「令和4年度通学版素案」

対象 鉄道を利用して東京都へ通学する大学生・短大生・専修学校生の定期券

※神奈川県・千葉県でも対象になる場合があります。

※右記以外にも複数の要件があります。詳細は問合先へ。

補助金額 1年度当たり2万円まで

申請方法 問合先に通学定期券のコピー(領収書は不可)・学生証のコピーを添えて申請してください。※1枚の定期券額が2万円に満たない場合は、複数枚の定期券のコピー(2万円分以上)が必要になります。必ず定期券を更新する(情報が書きさされる)前に定期券のコピーをおとりください。

地域政策課 ☎(21)2453

木造住宅の耐震診断・耐震改修(耐震建替え)を補助します

木造住宅の耐震化をより一層促進するために、費用の一部を助成します。

提出窓口 総合政策課、各総合支所地域づくり推進課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館(平日8時30分～17時15分)

総合政策課 ☎(21)2302

家庭の生ごみの「資源化・減量化」や「ごみのリサイクル」に協力してみませんか? (令和4年度家庭用生ごみ処理機設置補助金)

対象 市内に住民登録があり居住している方(市税に滞納がある方を除く)。※市内に設置できる場所があり、生ごみを堆肥化・減量化できること、また、できた堆肥を市内で自家処理できる方に限ります。

補助金額

- ①コンポスト容器 購入費の1/2の額(限度額5千円 1世帯2台まで)
②堆肥化促進剤専用容器 購入費の1/2の額(限度額5千円 1世帯2台まで)
③電気式生ごみ処理機 購入費の1/2の額(限度額2万円 1世帯1台まで)
※①・②は3年以内、③は5年以内に補助金の交付を受けた方は利用できません。

補助対象 昭和56年5月以前に建てられた、賃貸を目的としていない木造2階建て以下の住宅(共通)。令和5年2月までに工事完了見込みの方(耐震改修・建替え)。省エネ基準に適合している住宅(建替え)。

補助金の交付決定前に契約を行ってしまうと補助の対象となりません。

補助金額

耐震診断 補助限度額6万4千円(耐震診断費用の3分の2以内)

耐震改修 補助限度額110万円(耐震改修費用の5分の4以内)

耐震建替え 補助限度額100万円(耐震改修費用相当分の5分の4以内)

※他にも条件がありますので、申請前にご相談ください。

建築指導課 ☎(21)2441

危険なブロック塀の撤去を補助します

倒壊による被害防止のため、道路に面する危険なブロック塀等の撤去改修工事の費用の一部を補助します(ブロック塀等撤去改修工事費補助金)。

※購入費は本体価格と消費税で申請方法は 設置終了後(購入後6か月以内)に、領収書、カタログ(電気式のみ)、所定の申請書と請求書(問合先窓口・ホームページに設置)を、クリーン推進課または各総合支所に提出してください。

申請方法 設置終了後(購入後6か月以内)に、領収書、カタログ(電気式のみ)、所定の申請書と請求書(問合先窓口・ホームページに設置)を、クリーン推進課または各総合支所に提出してください。

クリーン推進課 ☎(31)2447

令和4年度の浄化槽設置補助金

台所やお風呂などの生活排水とし尿をあわせて処理できる浄化槽を新たに設置する方などに、設置費用の一部を補助します。

補助対象

- 1. 公共下水道認可区域および農業集落排水事業区域以外の専用住宅または住宅部分が2分の1以上の店舗併用住宅に環境配慮型浄化槽を設置し、令和5年3月までに工事が完成見込みの方(工事前に申請が必要)
2. 公共下水道等の認可区域であったため、合併処理浄化槽設置時に補助金の交付を受けることができずに設置したが、その後5年以上、下水道が使える状態にならなかった方
※公共下水道等整備後は速やかに接続替えをお願いします。

校の通学路に面する、道路の地盤面から高さ80センチメートルを超えるブロック塀等(補強コンクリートブロック造、組積造の塀)で、安全基準に適合しない塀の全部または一部を撤去する工事。

※補助金の交付決定前に契約または、撤去改修を行ってしまうと補助の対象となりません。

補助金額 「撤去改修に要する費用」と「ブロック塀等の長さ(m)×1万8千円」のいずれか低い額の3分の2

補助限度額 建築基準法の道路 15万円

通学路 20万円

※他にも条件がありますので、申請前に問合先へご相談ください。

建築指導課 ☎(21)2441

建物等の出入口に止水板の設置に補助金を交付します

浸水被害を軽減するために補助金を交付します(栃木市止水板設置等工事補助金)。

※接続替えをお願いします。※その他補助対象になる条件があります。詳細は問合先へ。

補助金額(上限額)

Table with 3 columns: 費用区分, 下水道認可区域等以外, 下水道等認可区域. Rows include 浄化槽 (5人槽, 7人槽, 10人槽), 敷地内処理装置の設置, 単独処理浄化槽の撤去, 宅内配管工事.

申請期間 令和4年4月～令和5年3月(随時受付・予算がなくなり次第終了)

※工事は栃木県に浄化槽工事業者の登録または届出のある業者に依頼してください。着工前に市税等の納入状況と設置箇所を確認しますので、早めに申請してください。

対象工事 対象となる建物の勝手口・塀で囲まれた出入口などへの、止水板や止水シートとして販売されている金属や樹脂製の止水板の設置

補助金額 設置費用(材料費+工事費)の2分の1(上限額50万円)

※止水板の設置と併せて新設する塀などの囲いの費用は対象外です。自作した止水板は対象外です。市販されている止水板は様々な種類がありますので、ご自宅の形状にあったものを施工業者と相談の上、検討してください。

申請方法 設置工事の前に事前に問合先へ相談ください。申請前に設置した止水板は対象外です。詳細は市ホームページへ。

申請期間 令和5年3月31日まで(予算がなくなり次第終了)

下水道建設課 ☎(25)2109

住宅用火災警報器の設置状況アンケート

すべての住宅への住宅用火災警報器の設置が義務化から12年が経過しました。本市での設置率や維持管理状況を確認するために、消防職員が無作為に抽出した、市内全域の市内の住宅・共

かたづけ屋★栃木です!! 田植えの前にかたづけや(株) 株式会社くりかい ☎0282-30-1632

相続・遺言・登記・会社設立等 佐山司法書士事務所 親身になって相談に応じます 佐山 隆 佐山 健太郎

春の都市緑化推進運動(4月～6月) 国は、新緑や色とりどりの花々が映える春季に、緑豊かな潤いのあるまちづくりを進めています。期間中には『みどりの月間』(4月15日～5月14日)や『みどりの日』(5月4日)などもあります。この機会に、緑の保全・創出などについて考え、緑豊かな美しいまちづくりに取り組んでみませんか? 期間中の各種事業などは市ホームページへ。

公園緑地課 ☎(21)2413 同住宅へ直接出向き、5分程度の口頭によるアンケートを実施します。ご理解とご協力をお願いします。実施期間 4月27日(水)～5月13日(金) ※消防職員は消防車両で出向し、職員証を携帯しています。※感染症対策のため、電話などで調査をする場合があります。※住宅用火災警報器や消火器等の販売をすることは一切ありません。